

社会福祉法人三重県共同募金会東員町共同募金委員会会則

(会則)

第1条 社会福祉法人三重県共同募金会市町共同募金委員会設置規程第10条の規定に基づき、東員町共同募金委員会（以下「本会」という。）の会則を、次のとおり定める。

(目的)

第2条 本会は、社会福祉法人三重県共同募金会（以下「県共募」という。）の定める諸計画に基づき、東員町の地域福祉の推進のため、本会の運営に住民の参加を図り、民意を十分に反映し共同募金運動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 循環型共同募金運動の実施
- (2) 小地域福祉活動を進めるための戸別募金運動の推進
- (3) 広報・啓発活動の実施と世論の醸成
- (4) NPO、企業、社会福祉協議会との連携
- (5) 関係組織との連絡調整
- (6) その他、共同募金運動の目的を達成するために必要な事業

2 本会は、県共募が定める期限までに、東員町における募金計画及び配分計画案、募金を行う際の募金活動案等をまとめた共同募金推進計画を策定するものとする。なお、策定にあたっては、東員町の地域福祉活動計画との連動を図るとともに、結果を県共募へ進達する。

3 本会は、第2条に定める目的を達成するため共同募金推進会議を開催することができる。

4 共同募金推進会議は、共同募金運動に関して、できるだけ幅広い住民や団体の参加を呼びかけ住民の共同募金運動に対する理解と共感を高めるために開催する。

(名称)

第4条 本会は、東員町共同募金委員会と称する。

(役員)

第5条 本会に、役員として運営委員及び監事を置く。

(代表者)

第6条 本会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、本会を代表して会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、運営委員会において互選し、県共募の会長が委嘱する。
- 5 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠の会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 会長及び副会長は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その任務を行わなければならない。

(運営委員)

第7条 運営委員は、運営委員会を組織して、第2条に定める目的を達成するために必要な事項を決定し、その執行にあたる。

2 運営委員は、運営委員会において次の各号に掲げる中から選任し、会長が委嘱する。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 東員町自治会長会 | 1名 |
| (2) 東員町民生委員児童委員協議会 | 1名 |
| (3) 東員町商工会 | 1名 |
| (4) 東員町シルバー人材センター | 1名 |
| (5) 東員町文化協会 | 1名 |
| (6) 東員町役場 | 1名 |
| (7) 東員町教育委員会 | 1名 |
| (8) 東員町社会福祉協議会 | 1名 |
| (9) 住民代表 | 2名 |

- 3 運営委員の定数は、10名とする。
- 4 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第8条 この会則において別に定める事項のほか、次の事項は運営委員会で決定しなければならない。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 会則の改正

(4) 共同募金推進計画の策定

(5) その他、会長が必要と認める事項

- 2 運営委員会は、会長が招集して、その議長となる。
- 3 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、議決権の委任を受けて出席した代理者は、定足数に算入する。
- 4 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 第1項第3号の決定がなされたときは、速やかに県共募会長の承認を得ることとする。

(監事)

第9条 監事は、本会の運営委員会の執行状況及び財務を監査して運営委員会に報告する。

- 2 監事の定数は2名とする。
- 3 監事は運営委員会において選任し、県共募会長が委嘱する。
- 4 監事は、本会の運営委員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。
- 5 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査委員会)

第10条 本会に配分計画の策定や共同募金の配分の審査を行うことを目的として、審査委員会を設置し、審査委員を5名置く。

- 2 審査委員会の委員は、運営委員会で選任し会長が委嘱する。
- 3 審査委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査委員会の設置運営に関する規程は、別に定める。

(専門委員会)

第11条 本会に専門事項の協議を行うことを目的として、専門委員会を設置し、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、運営委員会で選任し会長が委嘱する。
- 3 専門委員会の設置運営に関する規程は、別に定める。

(会計)

第12条 本会の会計は県共募の会計規程に基づき行う。

(経費)

第13条 本会の経費は、県共募からの事務費及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 本会の事務所を員弁郡東員町大字山田2013番地に置く。

附 則

この会則は、平成23年8月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年3月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。